

令和 8 年度 第 4 回津有区地域協議会 次第

日時：令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 6 時 30 分～
会場：津有地区公民館 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1)報告事項

市民の消火栓使用について（危機管理課）

(2) 自主的な審議

地域での新しいコミュニケーションの在り方について

4 その他

(1) 次回開催日程について

- ・ 日時：
- ・ 会場：

(2) その他

5 閉会

〔資料・配布物〕

- ・ 次第
- ・ 資料No.1 市民の消火栓使用について
- ・ 資料No.2 具体的な解決策 SNS のコミュニケーションツールの利用についてのフレームワーク
- ・ 参考資料① 第 3 回津有区地域協議会報告事項「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について」の質問事項に対する回答について

～ 地域協議会における会議の心得 5 か条 ～

- その 1 自分以外の人の考えも聞きましょう（自分ばかり話さない）
- その 2 発言は簡潔にしましょう（だらだら話さない）
- その 3 建設的な話し合いをしましょう（頭から否定しない）
- その 4 話し合いやすい雰囲気を大切にしましょう（相手を責めない）
- その 5 個人の意見は平等に扱いましょう（一人の強い意見に偏らない）

令和8年度第4回津有区地域協議会
令和8年8月18日
3議題（1）報告事項
資料No.1
危機管理課

市民の消火栓使用について（お知らせ）

上越市防災危機管理部危機管理課

市では、消火活動には、日頃からの訓練の積み重ねに加え、消防資機材の適切な維持管理が不可欠であり、これらが十分に整わない状況では、重大な人身事故等につながるおそれがあるため、これまで市民による消火栓を使用した消火活動は適当でないとしてきました。

一方で、市民の皆様の「自らの地域は自らの手で守りたい」との強い思いに報いるために、市民の消火栓使用についての今後の方針を下記のとおりとするとともに、安全対策に向けた留意事項等及び使用までの流れを整理しましたので、お知らせします。

【今後の方針】

市民の消火栓使用について、安全対策などを講じた上で、
「使用できる」こととします。

1 安全対策に向けた留意事項等

別紙1をご覧ください。

2 消火栓使用（訓練）までの流れ（フローチャート）

別紙2をご覧ください。

3 その他

町内会には、8月5日（水）の「町内会長まちづくりの集い」において説明しました。

留意事項

【消火訓練】

- ・ 消火栓を使用した消火活動を安全かつ適切に行うため、町内会及び自主防災組織を実施主体とした消火訓練を年1回以上実施するものとする。
- ・ 消火訓練に当たっては、必要に応じて市、消防局（消防署）及び消防団からの助言を受けるものとする。

【消火活動】

- ・ 消火活動は、消火訓練を受けた者を含め、複数人で対応するものとする。
- ・ 消防局（消防署）又は消防団到着後は、消火活動等を一旦停止し、消防局（消防署）等の指揮・命令に従うものとする。

【消防資機材】

- ・ 消防資機材の調達及び管理は、町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任において行うものとする。
- ・ 町内会及び自主防災組織は、消防資機材を適正に管理するとともに、点検を年1回以上実施するものとする。

訓練・点検等の内容の例示

【消火訓練の例】

- ・ 火災通報、避難誘導、交通誘導に関する訓練
- ・ 消火栓の操作に関する訓練
- ・ ホースの展張、結合及び離脱に関する訓練
- ・ 筒先（ノズル）の結合、離脱及び操作に関する訓練
- ・ 町内会及び自主防災組織内の連携・安全確保に関する訓練（放水始め・止めなどの声掛け、退避判断 ほか）

【消火栓を使用した消火活動の例】

- ・ 逃げ道が確保されているなど、安全に消火活動ができる状況で行う。
- ・ 消火栓を操作する人、ホースを展張、結合等する人、筒先（ノズル）を結合、操作等する人を決め、放水始め、放水止めなどの声掛けを行いながら、常に連携し行う。
- ・ 消火活動の際は、火災現場周辺の環境や交通状況等に注意を払いつつ、事故や二次災害に注意し行う。

【消防資機材の点検例】

- ・ ホースは使用できる状態か。
- ・ 筒先（ノズル）は正常に作動するか。損傷はないか。 など

災害補償及び共済制度

- ・ 火災現場において、民間の協力者が消防作業等に協力したことにより、死亡、負傷等した場合は、新潟県市町村総合事務組合が行う公務災害補償により補償される。
- ・ 町内会及び自主防災組織が地域内で実施する訓練（消火訓練・避難訓練・防災訓練）に対しても、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度の対象になる。 ※対象となるためには「自主防災訓練等実施計画書」の提出が必要



市への相談

- ・市民が消火栓の使用を考えている場合、まずは危機管理課に相談
※消火栓を使用する場合、消火活動に必要な消防資機材の準備と定期的な訓練、複数人での対応が必要なことなどを伝える。

消防資機材の準備

- ・消火訓練に必要な消防資機材（消防ホース、筒先（ノズル）、ヘルメットなど）を、町内会及び自主防災組織で準備
※市では、消防資機材の調達及び管理に対する補助等を行わない。
消火訓練を実施する町内会及び自主防災組織が自己の費用と責任で準備を行う。

年1回以上、消防資機材の点検と消火訓練を実施

訓練計画の作成

- ・日時、場所、参加者を決める。
- ・必要に応じて、市や関係機関（消防団、消防署、ガス水道局、警察署など）等との調整を行う。

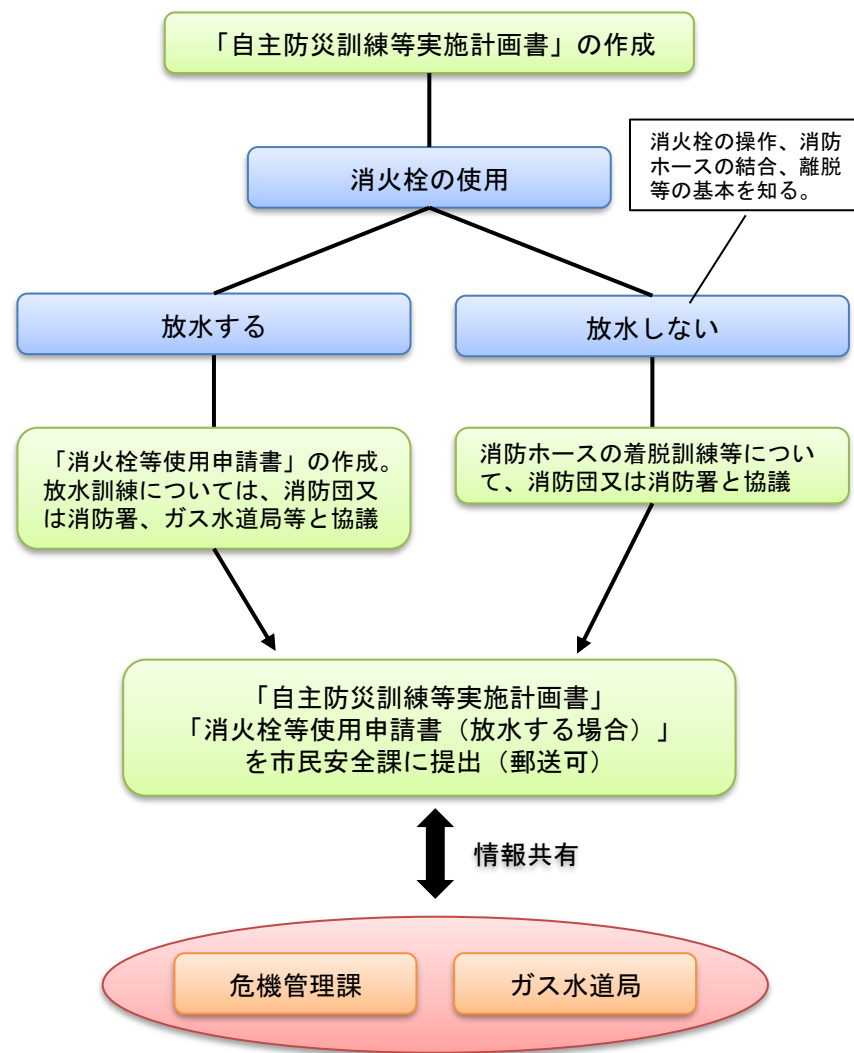
各種申請等

- ・「自主防災訓練等実施計画書」「消火栓等使用申請書（放水する場合）」を市民安全課に提出
- ・訓練に当たり道路を使用する場合、道路使用許可申請書を警察署に提出
※計画書及び各申請書は、訓練実施日の概ね2週間前までに提出

点検・訓練の実施

- ・訓練は、原則、消防団又は消防署が立会いの上、留意事項等を確認し、実施する。

■「自主防災訓練等実施計画書」の提出までの流れ



具体的な解決策 SNSのコミュニケーションツールの利用についてのフレームワーク

令和7年度第10回津有区地域協議会意見まとめ

※敬称略

	Aグループ (青木、近藤、竹内、中島、服部、藤井(潔))	Bグループ (石黒、藤井(光)、丸山(明)、丸山(勝)、山本)
実施主体	・津有地区地域づくり協議会	・地域として責任が持てる組織
対象者		・津有区の紙を見ない若い世代
発信内容	・公民館行事 ・各種団体の情報	・有線放送のページングと同様の機能 …ごみの出し方(違反ごみ)、行方不明者など
プラン (無料・有料)	・有料プラン	
LINEを利用して いない人への対応	・紙との併用	・10～20年後を見据える ・しばらくは紙と併用必要
メリット	・一定数までの利用であれば無料 ・情報が届くのが早い ・一斉送信可能 ・各種団体から直接発信可能 ・情報が手元に残る	・広告の表示がなく、発信のみの利用が可能 ・必要な情報が手元で引き出せる
デメリット (懸念事項)	・津有地区全体の規模で運用すると有料アカウントが必要 ・発信者を1人(団体)とすると、発信情報のとりまとめが必要	・全ての人がSNSを利用できる状況が整っていない



	取組案
実施主体	津有地区地域づくり協議会
対象者	津有区の住民
プラン (無料・有料)	有料(ライトプラン)
発信内容	

(参考) LINE料金プラン 引用元:LINE ヤフー for Business ホームページ

コミュニケーションプラン

月額固定費: 0 円
無料メッセージ: 200 通

ライトプラン

月額固定費: 5,000 円
無料メッセージ: 5,000 通

スタンダードプラン

月額固定費: 15,000 円
無料メッセージ: 30,000 通

※登録者×配信回数=通数

(参考) 住民基本台帳 R8.7.1 現在の世帯数と人口

- ・津有全体: 1,831 世帯、4,531 人
- ・津有北部: 1,205 世帯、2,921 人
- ・津有南部: 626 世帯、1,610 人

(参考) 発信内容

地域の情報

- ・津有地区公民館
- ・津有地区地域づくり協議会
- ・すこやかサロン津有
- ・津有北部スポーツクラブ
(北部のみ配布)

等

共通の回覧情報

- ・防犯新潟
- ・交通安全だより
- ・学校だより
- ・防災委員会だより
- ・各種工事のお知らせ
- ・その他チラシ類

等

令和8年度第4回津有区地域協議会
令和8年8月18日
4その他(2)その他
参考資料①
資産活用課

第3回津有区地域協議会報告事項「上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組案について」の質問事項に対する回答について

【質問】

- 1 津有地区公民館を会議等でよく利用する。休館日が年末年始のほかに第2、第4金曜日が増えるということだが、この日は施設の利用申請を受け付けないということか。また、休館日は、公民館主事も不在となり館内には誰もいないということか。コピー機の利用等、地域の人が津有地区地域づくり協議会への用事等で公民館に来館することができなくなるのかも併せて確認したい。
(服部委員)
- 2 公民館で勤務する職員も生活の糧としており、休館日を設けると賃金が下がり、生活に影響が出てくるのではないか。(中島会長)

【回答】

- 1 休館日は原則として施設を利用できませんが、町内会やまちづくり団体等の地縁組織が実施する地域イベントや祭りなど、地域振興に資する事業については、事前に申請し許可を受けた場合に限り利用できるものとします。一方で、個人や自主団体による一般的な施設利用については、開館日の利用をお願いするものです。なお、コピー機の利用についても同様です。
また、施設は休館となりますが、公民館主事の勤務体制はこれまでどおりとし、休館日についても勤務を行います。これは、公民館主事の業務が多岐にわたっており、施設管理や貸館対応などの業務に多くの時間を要するため、本来の公民館業務である講座等の企画・運営に十分な時間を確保することが難しくなっているためです。このため、休館日を設けることで貸館対応のない環境を確保し、事業の企画や事務処理等の業務を効率的に進め、公民館事業の充実と職員の業務改善を図るものです。
- 2 上記1での回答のとおり、公民館主事の勤務体制に変更はありません。